

(保 167)

平成 26 年 12 月 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）の一部が改正され、その取扱いについて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 19 日、保医発第 0319 第 4 号）が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、「130010 急性白血病」及び「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」に「ボスチニブ水和物」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 443 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平 26.11.5 保医発 1125 第 5 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務八七）
- 無線設備規則の一部を改正する省令（同八八）
- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・経済産業一）
- 予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二一九）
- 工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）
- 計量法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五九）
- 海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（国土交通八八）

〔告 示〕

- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業を指定する件（総務四〇三）
- 選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件（中央選挙管理会一九）
- 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を定めた件（同二〇）
- 衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数等を定める件の全部を改正する件（同二一）
- 原戸籍の一部が滅失した件（法務五〇八）
- 商業登記規則第三十六条第四項第二号八の規定による電子証明書の指定に関する件の一部を改正する件（同五〇九）
- 日本国に帰化を許可する件（同五一〇）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働一）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働・経済産業一）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四四〇）

- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（同四四一）
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同四四二）
- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同四四三）
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同四四四）
- 日本工業規格への適合性の認証に関する省令第二条第二項第一号の規定に基づく鉱工業品及び品質管理の規格の一部を改正する件（厚生労働・経済産業三）
- 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件（経済産業二二七）
- 料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（国土交通一〇九五）
- 特例港湾運営会社を指定した件（同一〇九六、一〇九七）
- 都市計画に関する件（東北地方整備局一五七）
- 道路に関する件（四国地方整備局七七）
- 道路に関する件（九州地方整備局二二八、二二九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

最低賃金の改正決定に関する公示

（茨城労働局最低賃金公示三、千葉同八、鳥取同三、島根同四、香川同五、愛媛同四、六、大分同五、七）

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）

〔公 告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生
関係

会社その他

○厚生労働省告示第四百四十号

薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行に伴い、及び診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表注1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

Table with columns: 品名, 規格, 単位, 薬価, 注. Includes items like アゾリリノカタゼル0.5mg, コムブレラ配合錠, ベニハツカタゼル150mg, etc.

○厚生労働省告示第四百四十一号

薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行に伴い、並びに保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十條第三号へ及び第二十一條第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二十條第三号へ及び第二十一條第三号へ規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十号第二号(ハ)中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に「及びザクラス配合錠LD」を「ザクラス配合錠LD及びコムブレラ配合錠」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十二号

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十七号)の施行に伴い、特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十五第四号(2)中「薬事法施行規則(昭和三十六年二月一日厚生省令第一号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義別傷病名(平成二十年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

Table with 2 columns: 傷病名, 手術. Includes items like タサチニク水和物, ニクニク塩酸塩水和物, etc.

○厚生労働省告示第四百四十四号

薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行に伴い、及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、「添付する」や「添付する」及び「薬事法」等、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第14条第9項(旧薬事法)に改め、同表の2の項から13の項までの「添付文書」を「薬事法」とし、「薬事法」を「旧薬事法」に改め、同表の14の項を次のように改める。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第443号）が平成26年11月25日に告示され、同日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 改正内容について

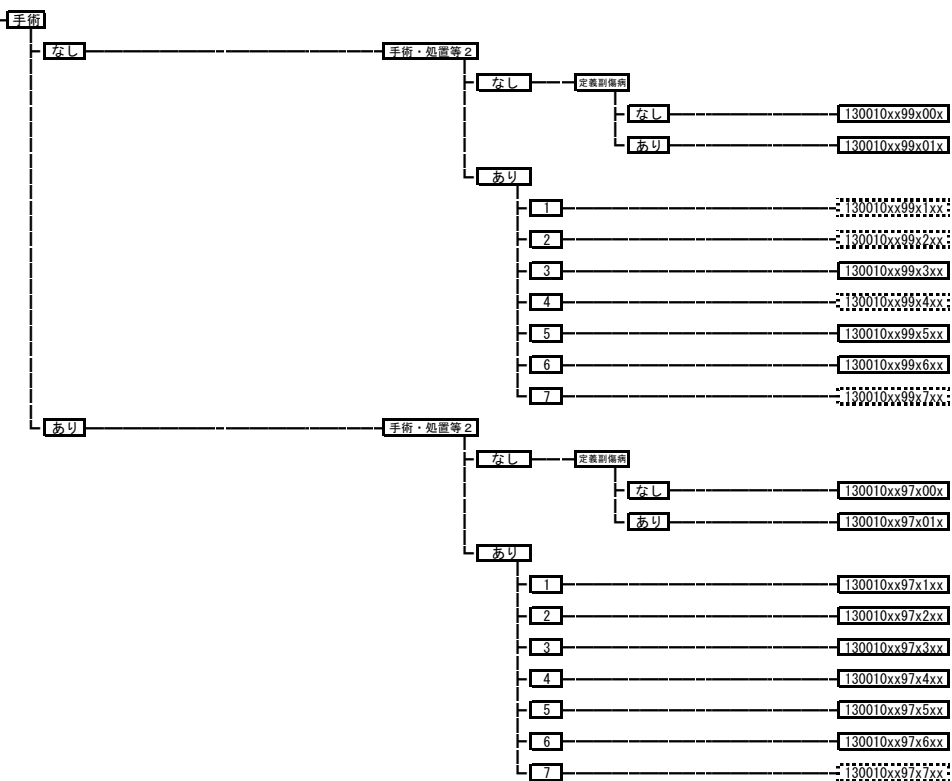
留意事項通知の診断群分類定義樹形図中、「130010 急性白血病」及び「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」を別紙1のとおり改める。また、留意事項通知の診断群分類定義表中、「130010 急性白血病」及び「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」を別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「130010 急性白血病」のうち、手術・処置等2の6に「ボスチニブ水和物」を、「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」のうち、手術・処置等2の4に「ボスチニブ水和物」を追加する。

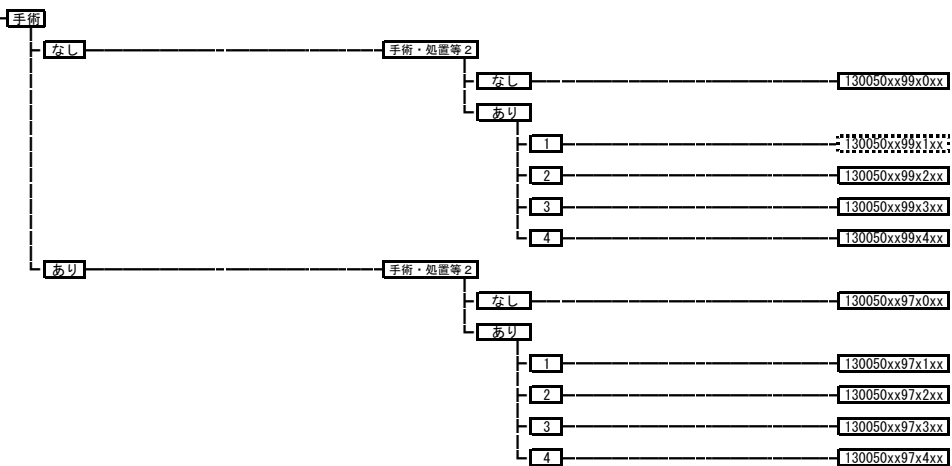
130010 急性白血病

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸など
 2: 化学療法
 3: イマチニブメシル酸
 4: ゲムツスマブオゾガマイシン
 5: 三酸化ヒ素製剤
 6: ニロチニブ塩酸塩水和物など
 7: ネララビン、クロファラビン



130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸など
 2: 化学療法
 3: イマチニブメシル酸
 4: ニロチニブ塩酸塩水和物など



診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重		手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病		重症度等				
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コード	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	フラグ	重症度等
13	0010	急性白血病	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
														6	11			ダサチニブ水和物、ボスチニブ水和物	(略)	(略)	(略)				
13	0050	慢性白血病、骨髄増殖性疾患	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
														4	10			ダサチニブ水和物、ボスチニブ水和物	(略)	(略)	(略)				